

平成31年3月19日（火曜日）

議事日程第5号

平成31年3月19日（火曜日）午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第83号

1件

第2. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第3. 委員長審査報告

第4. 議案第9号 由利本荘市休日応急診療所設置条例の制定について

第5. 議案第10号 由利本荘市組織条例の一部を改正する条例案

第6. 議案第11号 由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

第7. 議案第12号 由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

第8. 議案第13号 由利本荘市公共施設等維持補修基金条例の一部を改正する条例案

第9. 議案第14号 由利本荘市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

第10. 議案第15号 由利本荘市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例案

第11. 議案第16号 由利本荘市受託施設休日応急診療所運営基金条例の一部を改正する条例案

第12. 議案第17号 由利本荘市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

第13. 議案第18号 由利本荘市手数料条例の一部を改正する条例案

第14. 議案第19号 由利本荘市観光民芸伝承館条例の一部を改正する条例案

第15. 議案第20号 由利本荘市PR館おうち条例の一部を改正する条例案

第16. 議案第21号 由利本荘市中小企業融資あっせんの特例に関する条例の一部を改正する条例案

第17. 議案第22号 由利本荘市三望苑に関する条例の一部を改正する条例案

第18. 議案第23号 由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案

第19. 議案第24号 由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例案

第20. 議案第25号 由利本荘市集落排水施設条例の一部を改正する条例案

第21. 議案第26号 由利本荘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

第22. 議案第27号 由利本荘市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案

第23. 議案第28号 由利本荘市体育館条例の一部を改正する条例案

第24. 議案第29号 由利本荘市天鷲郷施設条例の一部を改正する条例案

- 第 25. 議案第 30 号 財産の無償譲渡について
- 第 26. 議案第 31 号 財産の無償譲渡について
- 第 27. 議案第 32 号 財産の無償譲渡について
- 第 28. 議案第 33 号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第 29. 議案第 34 号 由利本荘市道路線の認定について
- 第 30. 議案第 35 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 31. 議案第 36 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 32. 議案第 37 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 33. 議案第 40 号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について
- 第 34. 議案第 41 号 平成 31 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについて
- 第 35. 議案第 42 号 平成 31 年度由利本荘市下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 36. 議案第 43 号 平成 31 年度由利本荘市集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第 37. 議案第 44 号 平成 31 年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて
- 第 38. 議案第 46 号 平成 30 年度由利本荘市一般会計補正予算 (第 17 号)
- 第 39. 議案第 47 号 平成 30 年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 40. 議案第 48 号 平成 30 年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 41. 議案第 49 号 平成 30 年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算 (第 5 号)
- 第 42. 議案第 50 号 平成 30 年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 43. 議案第 51 号 平成 30 年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算 (第 5 号)
- 第 44. 議案第 52 号 平成 30 年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 45. 議案第 53 号 平成 30 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 46. 議案第 54 号 平成 30 年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算 (第 8 号)
- 第 47. 議案第 55 号 平成 30 年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算 (第 6 号)
- 第 48. 議案第 56 号 平成 30 年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 49. 議案第 57 号 平成 30 年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 50. 議案第 58 号 平成 30 年度由利本荘市北内越財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 51. 議案第 59 号 平成 30 年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 52. 議案第 60 号 平成 30 年度由利本荘市水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 第 53. 議案第 61 号 平成 30 年度由利本荘市ガス事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 54. 議案第 62 号 平成 31 年度由利本荘市一般会計予算

- 第55. 議案第63号 平成31年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算
- 第56. 議案第64号 平成31年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算
- 第57. 議案第65号 平成31年度由利本荘市診療所運営特別会計予算
- 第58. 議案第66号 平成31年度由利本荘市休日応急診療所運営特別会計予算
- 第59. 議案第67号 平成31年度由利本荘市情報センター特別会計予算
- 第60. 議案第68号 平成31年度由利本荘市奨学資金特別会計予算
- 第61. 議案第69号 平成31年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算
- 第62. 議案第70号 平成31年度由利本荘市下水道事業特別会計予算
- 第63. 議案第71号 平成31年度由利本荘市集落排水事業特別会計予算
- 第64. 議案第72号 平成31年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算
- 第65. 議案第73号 平成31年度由利本荘市小友財産区特別会計予算
- 第66. 議案第74号 平成31年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算
- 第67. 議案第75号 平成31年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算
- 第68. 議案第76号 平成31年度由利本荘市水道事業会計予算
- 第69. 議案第77号 平成31年度由利本荘市ガス事業会計予算
- 第70. 議案第78号 物品（北部学校給食センター厨房機器備品）購入契約の締結について
- 第71. 議案第79号 平成30年度由利本荘市一般会計補正予算（第18号）
- 第72. 議案第80号 平成30年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第9号）
- 第73. 議案第81号 平成30年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第7号）
- 第74. 議案第82号 平成30年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第5号）
- 第75. 議案第83号 平成30年度由利本荘市一般会計補正予算（第19号）
- 第76. 継続審査中の平成30年陳情第6号 食糧の安全・安心を図るための農産物検査法の抜本的見直し等を求める意見書提出についての陳情
- 第77. 追加提出議員発案の説明並びに質疑
議員発案第1号及び議員発案第2号 2件
- 第78. 議員発案第1号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について
- 第79. 議員発案第2号 市長の専決処分事項の指定について
- 第80. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑
委員会発案第1号及び委員会発案第2号 2件
- 第81. 委員会発案第1号 由利本荘市議会の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 第82. 委員会発案第2号 由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

第1から第82までは議事日程第5号のとおり

第83. 追加提出議員発案の説明並びに質疑

第84. 議員発案第3号 由利本荘市議会委員会条例の一部改正について

出席議員（25人）

1番	阿部 十全	2番	岡見 善人	3番	正木 修一
4番	伊藤 岩夫	5番	今野 英元	6番	佐々木 隆一
8番	佐々木 茂	9番	三浦 晃	10番	高野 吉孝
11番	佐藤 義之	12番	小松 浩一	13番	伊藤 順男
14番	長沼 久利	15番	吉田 朋子	16番	佐藤 健司
17番	佐々木 慶治	18番	渡部 功	19番	大関 嘉一
20番	佐藤 勇	21番	湊 貴信	22番	伊藤 文治
23番	高橋 和子	24番	高橋 信雄	25番	三浦 秀雄
26番	渡部 聖一				

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部 誠	副市長	阿部 太津夫
副市長	九嶋 敏明	教育長	佐々田 亨三
企業管理者	藤原 秀一	総務部長	原田 正雄
企画調整部長	佐藤 光昭	市民生活部長	茂木 鉄也
健康福祉部長	今野 政幸	農林水産部長	遠藤 晃
商工観光部長	堀 良隆	建設部長	佐々木 肇
由利本荘まるごと営業本部事務局長 兼まるごと売り込み課長	田口 民雄	スポーツ・ヘルスコミッション 推進部長	袴田 範之
矢島総合支所長	清水 隆司	西目総合支所長	齋藤 久美子
鳥海総合支所長	高橋 進一	教育次長	武田 公明
消防長	齊藤 郁雄		

議会事務局職員出席者

局長	鎌田 正廣	次長	鎌田 直人
書記	高橋 清樹	書記	古戸 利幸
書記	佐々木 健児	書記	成田 透

午前10時00分 開 議

○議長（渡部聖一君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

それでは、本日の議事に入ります。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ありま

せんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事は日程第5号をもって進めます。

-
- 議長（渡部聖一君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第83号を上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

- 市長（長谷部誠君） おはようございます。それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、補正予算1件であります。

議案第83号一般会計補正予算（第19号）であります。民生費では、社会福祉法人中央会が病後児保育所を4月1日より開設することから、開設準備に係る補助金を追加、教育費では、学校健診に係る示談交渉を顧問弁護士へ依頼するため、委託料を追加するものであります。

以上が一般会計補正予算の内容であります。これらの財源として、地方交付税を増額、95万1,000円を追加し、補正後の予算総額を501億1,773万8,000円にしようとするものであります。

以上が、本日追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（渡部聖一君） これにて、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第83号に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局に提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時02分 休 憩

.....
午前10時03分 再 開

- 議長（渡部聖一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第83号に対する質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

-
- 議長（渡部聖一君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、総務及び教育民生の両常任委員会に審査を付託いたします。

この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（渡部聖一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（渡部聖一君） 日程第3、これより、議案第9号から議案第37号まで、議案第40号から議案第44号まで及び議案第46号から議案第83号までの72件並びに継続審査中の平成30年陳情第6号の計73件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。21番湊貴信君。

【総務常任委員長（湊貴信君）登壇】

○総務常任委員長（湊貴信君） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

報告いたします案件は、初日に付託された案件を除き、また、本日付託されました案件を加えて、条例改正5件、財産譲渡1件、補正予算7件、新年度予算5件の合計18件であります。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第10号組織条例の一部を改正する条例案であります。これは、まるごと営業本部及びスポーツ・ヘルスコミッション推進部をまるごと営業部に改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第11号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、職員の時間外勤務時間の上限を設定し、また、介護休暇の対象となる者などを規定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第12号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、育児休業等に係る給料等の減額支給措置の終了に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第13号公共施設等維持補修基金条例の一部を改正する条例案であります。これは、公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的な公共施設等の保全を実施するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第14号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の条例の一部改正の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次は、財産譲渡の案件であります。

議案第30号財産の無償譲渡についてであります。これは、石沢コミュニティ防災センターに係る土地、建物及び建物に附帯する設備一式を山内町内会に無償で譲渡するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、各会計の補正予算についてであります。

初めに、議案第46号一般会計補正予算（第17号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、9款、12款から17款、19款、20款、歳出では、2款、9款、13款、繰越明許費2款及び地方債であります。

この補正は、全般にわたり年度末の精査に伴う補正であります。主な内容について御報告申し上げます。

初めに、歳入であります。9款地方交付税では、歳出に係る一般財源分としての増額、12款使用料及び手数料では、庁舎・土地建物使用料の増額、13款国庫支出金では、地域内フィーダー系統確保維持費補助金及び大沢川排水機場操作点検業務委託金の増額、14款県支出金では、生活バス路線等維持費補助金及び石油貯蔵施設立地対策事業費補助金の減額が主なものであります。

15款財産収入では、地域雇用創出推進基金や公共施設等維持補修基金などの運用収入の増額及び土地、分収林立木、物品などの売却収入の増額、16款寄附金では、ふるさとさくら基金費寄附金の増額、17款繰入金では、地域雇用創出推進基金繰入金などの減額及び合併市町振興基金繰入金の増額であります。

19款諸収入では、保険収入などの増額及び鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会交付金の減額、20款市債では、公共施設等維持補修事業債の増額や消防・防災施設整備事業債などの減額が主なものであります。

次に、歳出であります。2款総務費では、全般にわたり年度末までの事業費の支出見込みによる増額や減額であります。地域雇用創出推進基金や庁舎建設基金などへの積立金の増額が主なものであります。

9款消防費では、耐震性貯水槽の整備に係る請け差の減額などが主なものであり、13款予備費では、財源調整のための増額であります。

次に、繰越明許費であります。2款総務費において、公共施設予約システム改修事業で25万円の繰越明許費を追加しようとするものであります。

最後に、地方債補正であります。公共施設等維持補修事業を起債限度額790万円で追加し、福祉医療費事業及び公営住宅建設事業を廃止し、さらには防災公園整備事業など、24事業において起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第79号一般会計補正予算（第18号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入9款、14款、歳出2款、9款、繰越明許費2款及び地方債であります。

歳入であります。9款地方交付税では、歳出に係る一般財源分として9,440万円の増額、14款県支出金では、地籍調査事業費補助金を1,597万5,000円増額しようとするものであり、一方、歳出であります。2款総務費では、鳥海ダム事業に係る示談交渉業務委託料を157万5,000円措置し、地籍調査事業費を2,849万2,000円増額し、また、同報系防災行政無線設備の修繕費を140万円措置しようとするものであります。

繰越明許費であります。2款総務費において、地籍調査事業で2,849万2,000円の繰越明許費を追加しようとするものであり、地方債では、道路改良事業、停車場栄町線街路整備事業、防災公園整備事業において、起債限度額をそれぞれ変更しようとするものであります。

次に、議案第83号一般会計補正予算（第19号）であります。当常任委員会に審査付

託になりましたのは、歳入9款地方交付税であり、これは歳出3款及び10款に係る一般財源分として95万1,000円を増額しようとするものであります。

次に、議案第51号情報センター特別会計補正予算（第5号）であります。歳入では、一般会計繰入金及びケーブルテレビ施設整備事業債の減額であり、歳出では、年度末の精査に伴う組み替えや減額、長期債償還利子の確定に伴う減額及びケーブルテレビ施設整備事業の起債限度額の減額で、歳入歳出それぞれ104万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を6億8,108万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第57号小友財産区特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では、基金運用収入や基金繰入金の減額及び前年度繰越金の増額であり、歳出では、事業費の精査による財産区管理会費や財産維持費の減額及び積立金の増額で、歳入歳出それぞれ10万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を347万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第58号北内越財産区特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では、基金運用収入を増額し、歳出では、積立金を同額、増額するもので、歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第59号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では、立木売払収入及び前年度繰越金の増額が主なものであり、歳出では、一般会計繰出金の減額及び積立金の増額で、歳入歳出それぞれ153万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を245万1,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました7件の一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第62号一般会計予算であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、1款から10款、12款から21款、歳出では、1款、2款、9款、12款、13款及び地方債であります。人件費や経常的な経費を除く主な内容について御報告申し上げます。

初めに、歳入であります。自主財源の根幹をなす1款市税では、市民税や固定資産税が増となったことにより、前年度に比較して2.5ポイント、1億8,800万円増の77億1,110万円となり、一般会計の歳入に占める割合は17.7%であります。

2款地方譲与税では、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税で、5,800万円減の4億9,000万円、3款利子割交付金では、前年度と同額の1,000万円、4款配当割交付金では、620万円増の1,790万円、5款株式等譲渡所得割交付金では、370万円増の970万円が計上されております。

6款地方消費税交付金では、前年度と同額の14億9,000万円、7款自動車取得税交付金では、半分減の4,000万円、新たに制度化されました8款環境性能割交付金では、1,000万円が計上されております。

9款地方特例交付金では、200万円増の3,100万円、10款地方交付税では、合併算定がえ加算分の逡減などにより、前年度に比較して1.6ポイント、2億6,236万7,000円減の

163億4,708万8,000円が計上されております。

12款分担金及び負担金では、子吉・石沢財産区議会議員選挙費負担金、13款使用料及び手数料では、庁舎や地域の施設、土地建物、コミュニティバス等の使用料及び市税等証明手数料、危険物許可申請証明手数料、14款国庫支出金では、地域内フィーダー系統確保維持費補助金、生活再建対策事務、参議院議員通常選挙及び大沢川排水機場操作点検業務の委託金が計上されております。

15款県支出金では、地籍調査事業費、生活バス路線等維持費及び由利高原鉄道運営事業費などの補助金のほか、県広報配布、県民税徴税費、県議会議員選挙費及び各種統計調査費などの委託金、16款財産収入では、土地建物などの貸付収入や各基金の運用収入のほか、土地・物品売払収入などが計上されております。

17款寄附金では、一般寄附金やふるさとさくら基金費寄附金、18款繰入金では、地域雇用創出推進基金、公共施設等維持補修基金、行政改革に伴う人件費平準化基金及び合併市町振興基金などの各基金のほか、各財産区会計からの繰入金、19款繰越金では、前年度と同額の5億円が計上されております。

20款諸収入では、地域総合整備資金貸付金元利収入、宝くじ市町村交付金、県消防学校派遣費及び県消防防災航空隊派遣費などであり、21款市債では、コミュニティバス購入、由利高原鉄道運営支援、地域づくり推進及び消防・防災施設整備などに係る各事業債や臨時財政対策債が10億円計上されております。

次に、歳出であります。1款議会費では、議員報酬などのほか、議会運営全般に係る事務費が計上されております。

2款総務費では、地籍調査、ふるさとさくら基金、由利高原鉄道運営補助、生活バス路線等維持及びコミュニティバス運行に係る事業費などが計上されております。

9款消防費では、同報系防災行政無線屋外拡声子局増設、耐震性貯水槽及び消防団への小型動力ポンプ積載車や格納庫の整備に係る事業費などが計上されております。

12款公債費では、長期債や一時借入金の元金や利子で、前年度に比較して2億5,670万1,000円減の61億6,233万1,000円、13款予備費では、前年度と同額の5,000万円が計上されております。

最後に、地方債であります。社会福祉施設整備事業、幼保一体施設建設事業、道路改良事業、防災公園整備事業、羽後本荘駅周辺整備事業、消防・防災施設整備事業、学校空調設備整備事業、保健体育施設等整備事業、給食センター整備事業、公共土木施設災害復旧事業及び臨時財政対策債など、42事業について、起債限度額の総額が前年度に比較して26.2ポイント、16億5,330万円減の46億6,720万円が計上されております。

なお、歳出1款議会費については、本日、再審査を行っておりますが、その際、委員からの質問に対し、当局からは、視察先及び報告会の開催のあり方については、今後、議会側と協議して進めていくとの答弁がありました。

委員からは、洋上風力現地調査事業については、市民の不安解消を含め、現地の実態を調査するための海外視察であり、調査の後に市民に対して丁寧な報告を行うべきとの発言がありましたので申し添えます。

次に、議案第67号情報センター特別会計予算であります。歳入では、加入増をケーブルテレビ及びインターネットでそれぞれ100件と見込み、それぞれの負担金や使用料

のほか、一般会計繰入金、前年度繰越金、衛星放送視聴料及びケーブルテレビ施設事業債の計上が主なものであります。

歳出では、総務費で、施設維持管理費及び番組制作費、電気通信経営費で、インターネット上位回線使用料及び拠点間ネットワーク伝送路更新工事費、公債費では、長期債の元利償還金などのほか、消費税や予備費を計上するもので、歳入歳出予算の総額を対前年度比3,167万4,000円減の4億6,638万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第73号小友財産区特別会計予算であります。歳入では、造林補助金、土地貸付・基金運用収入、基金繰入金などが主なものであり、歳出では、財産区管理会費、財産管理・維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を対前年度比123万4,000円減の213万円にしようとするものであります。

次に、議案第74号北内越財産区特別会計予算であります。歳入では、基金繰入金などが主なものであり、歳出では、財産維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を前年度と同額の1万6,000円にしようとするものであります。

最後に、議案第75号松ヶ崎財産区特別会計予算であります。歳入では、土地貸付・基金運用収入、基金繰入金などが主なものであり、歳出では、財産管理・維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を前年度と同額の91万7,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、審査の際に委員より、本市は予測をはるかに上回るスピードで少子高齢化が進み、人口が加速的に減ってきている。平成17年1市7町合併の際に、合併協議会で確認された、消防職員を含めた職員定数、総合支所のあり方など、数多くの事項において、見直す時期に来ていると感じている。当局においては、現況の把握に努めるとともに、将来を見通した事務事業の見直しを推し進めてほしいとの発言がありましたので申し添えます。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。9番三浦晃君。

【教育民生常任委員長（三浦晃君）登壇】

○教育民生常任委員長（三浦晃君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

報告いたします案件は、条例案6件、補正予算案9件、平成31年度予算案7件、契約締結案1件、その他1件の計24件であります。

審査結果につきましては、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例案であります。

議案第9号休日応急診療所設置条例の制定についてであります。これは、4月1日からの休日応急診療所の市直営施設化に向け、管理運営に関して必要な事項を定めるため、条例を制定し、あわせて、特別会計の名称から受託施設を削るため、特別会計条例の一部を改正しようとするものであり、また、議案第16号受託施設休日応急診療所運営基金条例の一部を改正する条例案においても、同様の改正をしようとするものであります。

す。

次に、議案第15号国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、基金の処分に関する規定に、国民健康保険事業費納付金等に要する費用が不足する場合を追加するため、施行日を4月1日として条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第17号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、国の省令改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に、専門職大学の前期課程を修了した者を追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第28号体育館条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、安全面を考慮し、使用禁止としている北内越体育館の解体に向けた用途廃止のため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、旧校舎とあわせて解体する予定であり、地域住民の理解は得られているとの説明を受けております。

次に、議案第29号天鷲郷施設条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、施設の有効利用に向け、茶室天鷲庵の使用料を設定するため、施行日を4月1日として条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました6件の条例案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、契約締結案であります。

議案第78号物品（北部学校給食センター厨房機器備品）購入契約の締結についてであります。これは、北部学校給食センターに配備する厨房機器備品、147種類287品目を購入しようとするものであります。

当初は、公募型指名競争入札を実施し、2度不調となったものであります。市の要綱を適用し、随意契約で株式会社中西製作所秋田営業所と2億1,276万円で契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、その他の案件であります。

議案第41号介護サービス事業特別会計への繰入れについてであります。これは、新年度予算において、事業推進のため、5,000万円以内を繰り入れしようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算案について御報告申し上げます。このたびの補正は、全般的に事業費確定や年度末精査によるものであり、それら以外の主な内容を御報告申し上げます。

初めに、議案第46号一般会計補正予算（第17号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、11款から17款、19款及び20款、歳出では、2款から4款、7款、10款、継続費2款並びに繰越明許費2款、3款及び10款であります。

歳入11款分担金及び負担金では、老人保護入所者負担金の追加、12款使用料及び手数

料では、食の自立支援手数料の減額であります。

13款国庫支出金では、生活保護費負担金の追加、14款県支出金では、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の追加であります。

15款財産収入では、鉄、アルミ、古紙などの物品売払収入の追加、16款寄附金では、ユーラスエナジー地域貢献寄附金及び鳥海山木のおもちゃ美術館寄附金の追加であります。

17款繰入金では、後期高齢者医療特別会計繰入金の追加、19款諸収入では、特養運営費貸付金元利収入滞納繰越分の追加、20款市債では、各事業債の減額であります。

次に、歳出2款総務費では、1項総務管理費において、コミュニティバス半額利用者用割引補填に係る交通安全対策費の追加、3款民生費では、1項社会福祉費において、利用者増による介護予防支援事業所運営費の追加、3項生活保護費では、医療費扶助増による生活保護費の追加であります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、妊婦健康診査・不妊治療助成金の増による母子保健事業費の追加、7款商工費では、実績見込みによる消費者保護対策事業費の減額であります。

10款教育費では、2項小学校費において、対象児童の増加による児童就学援助事業費の追加であります。

継続費では、2款総務費において、平成29年度及び平成30年度の2カ年で設定している木のおもちゃ美術館整備事業に係る平成30年度分の年割額を事業完了に伴い、240万2,000円減額し、総額を1億6,273万6,000円にしようとするものであります。

繰越明許費では、2款総務費において、コンビニ交付システム改修事業、3款民生費において、(仮称)由利本荘市いきいきこどもプラザ整備事業、10款教育費において、サンライフスポーツプラザ土砂崩落修繕事業について、それぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第47号国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてであります。歳入では、保険給付費等交付金及び前年度繰越金の追加、歳出では、財政調整基金積立金の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ5億1,947万7,000円を追加し、総額を94億303万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第48号後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入では、医療保険料の追加、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ1,778万6,000円を追加し、総額を8億3,737万円にしようとするものであります。

次に、議案第49号診療所運営特別会計補正予算(第5号)についてであります。歳入では、診療収入の減額、歳出では、各診療所の運営費の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ1,128万3,000円を減額し、総額を2億8,113万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第50号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入では、前年度繰越金の追加、歳出では、予備費の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ88万7,000円を追加し、総額を1,181万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第52号奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入では、基金繰入金の減額、歳出では、奨学資金貸付金の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ499万円を減額し、総額を6,316万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第53号介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入では、前年度繰越金の追加、歳出では、予備費の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ6,624万7,000円を追加し、総額を1億2,703万円にしようとするものであります。

また、地方債補正では、介護サービス施設整備事業の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第79号一般会計補正予算（第18号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入13款、歳出3款及び4款並びに繰越明許費3款及び4款であります。国の補正予算による事業の追加などが主な内容であります。

歳入13款国庫支出金では、プレミアム付商品券事務費補助金及び緊急風疹抗体検査事業補助金を追加し、歳出3款民生費では、プレミアム付商品券事業費を、また、4款衛生費では、緊急風疹抗体検査委託料などをそれぞれ追加しようとするものであります。

繰越明許費では、3款民生費において、プレミアム付商品券事業及び生活保護版レセプト管理システムクラウドサービス導入事業を設定し、また、4款衛生費において、感染症等予防対策事業を増額変更しようとするものであります。

次に、本日追加提案されました議案第83号一般会計補正予算（第19号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出3款及び10款であります。

3款民生費では、本荘地域に新規開設される病後児保育施設の準備経費に係る補助金を追加し、また、10款教育費では、学校健診に係る慰謝料請求に対応するため、顧問弁護士への示談交渉委託料を追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました9件の各会計補正予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成31年度各会計予算案について御報告申し上げます。

初めに、議案第62号一般会計予算についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、9款、11款から18款、20款及び21款、歳出では、2款から4款、7款、10款及び債務負担行為であります。主なものを御報告申し上げます。

歳入9款地方特例交付金では、保育料無償化に係る子ども・子育て支援臨時交付金2億2,663万6,000円が、また、11款交通安全対策特別交付金では、前年度比50万円減の1,050万円がそれぞれ計上されております。

12款分担金及び負担金では、老人保護及び保育所入所者、児童クラブ等保護者の各種負担金、13款使用料及び手数料では、焼却場使用料及び指定収集袋によるごみ処理手数料であります。

14款国庫支出金では、障がい者自立支援、子どものための教育・保育給付費、児童手当及び生活保護費などの負担金や、保育所等整備交付金、国民年金事務取扱費委託金であります。

15款県支出金では、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金、福祉医療費補助金及び秋田県運動部活動指導員配置事業補助金であります。

16款財産収入では、鉄、アルミ、古紙などの物品売払収入、17款寄附金では、ユースエナジー地域貢献寄附金、18款繰入金では、医師確保奨学資金貸付基金繰入金及び平井信義教育基金繰入金であります。

20款諸収入では、地域支援事業受託収入、21款市債では、幼保一体施設建設事業や給食センター整備事業を初めとする各事業債であります。

次に、歳出2款総務費では、交通安全・防犯対策、戸籍住民基本台帳など、また、3款民生費では、鶴舞会館大規模改修事業、（仮称）由利本荘市いきいきこどもプラザ整備事業、（仮称）西目こども園整備事業などに係る経費であります。

西目こども園の整備に関しては、委員から、説明不足、説明会というより報告会の内容であり、意思疎通ができる話し合いの場が必要など、事業の進め方を指摘する地域住民の声がある。何より子供たちのために、保護者やPTA等に今後も丁寧な説明が必要であるし、由利本荘保育会との連携も十分に図っていただきたい旨の発言がありましたことを申し添えます。

4款衛生費では、新ごみ処理施設整備事業、洋上風力現地調査事業、由利組合総合病院運営費補助事業など、また、7款商工費では、消費者保護対策事業に係る経費であります。

洋上風力現地調査事業に関して、当初は、委員からの、今定例会の会派代表・一般質問でも取り上げられており、現状を考えると市民への報告会を行うべきではないかとの発言に対し、市長が答弁しているとおおり、視察後の市民に対する報告会の実施は考えていないとの説明でありましたが、改めて、検討の結果、議会の意見と調整を図りながら視察先を選定するとともに、市民への報告会を行うこととしたとの報告があったものであります。

委員から、迅速に対応し、検討をいただいたことは評価する旨の発言がありましたことを申し添えます。

10款教育費では、北部学校給食センター建設事業、学校空調設備整備事業のほか、各小中学校、教育・体育施設などの管理運営、修繕等に係る経費であります。

債務負担行為では、福祉住宅整備資金利子補給及び損失補償の限度額を、平成31年度から38年度まで、利子補給については、償還利子5%以内の利子補給額を、損失補償については、金融機関融資額の10%に相当する額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第63号国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入では、国民健康保険税、保険給付費等交付金及び一般会計繰入金、歳出では、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比1億769万6,000円増の88億98万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第64号後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入では、保険料及び一般会計繰入金、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比520万9,000円減の8億1,392万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第65号診療所運営特別会計予算についてであります。歳入では、診療収入及び一般会計繰入金、歳出では各診療所運営費が主なもので、歳入歳出予算の総額を

前年度比8,565万3,000円減の2億4,616万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第66号休日応急診療所運営特別会計予算についてであります。歳入では診療収入及び一般会計繰入金、歳出では診療所運営費が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比48万4,000円増の1,141万円にしようとするものであります。

次に、議案第68号奨学資金特別会計予算についてであります。歳入では貸付金元金収入、歳出では継続及び新規を含めた98人分の貸付金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比994万3,000円減の5,821万4,000円にしようとするものであります。

最後に、議案第69号介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳入では一般会計繰入金、歳出では公債費が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比1,123万9,000円減の4,314万4,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました7件の平成31年度各会計予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、案件審査のまとめの際、委員から新年度予算について、厳しい財政状況でありシーリングによる予算編成は理解できるものの、前年度と比較すると軒並みの減額であり、特に小中学校の教材備品等の現状を把握されているのか、今後は現場の声に配慮し、選択と集中による実情に応じた予算編成をお願いしたいなどの発言があったことを御報告いたします。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。23番高橋和子さん。

【産業経済常任委員長（高橋和子君）登壇】

○産業経済常任委員長（高橋和子君） 産業経済常任委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当委員会に審査付託になりました案件は、初日審査分を除き、条例案6件、予算案6件及びその他6件の計18件であります。

なお、これに継続審査中の陳情1件を加えた審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例案であります。議案第18号手数料条例の一部を改正する条例案は、森林法の改正に伴い、林地台帳及び森林の土地に関する地図の交付手数料を徴収するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第19号観光民芸伝承館条例の一部を改正する条例案は、木材乾燥機の廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第20号PR館おうち条例の一部を改正する条例案は、商工会大内支所の移転により生じるスペースについて、新たに使用料の規定を設けるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第21号中小企業融資あっせんの特例に関する条例の一部を改正する条例案は、中小企業向けの市の制度融資について設備投資に係る特例制度を2年間延長するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第22号三望苑に関する条例の一部を改正する条例案は、キャンプ場及び休

養施設の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第26号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、非常勤の特別職職員として設置しておりました集出荷体制確立支援員の廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました6件の条例案は、いずれも本年4月1日を施行日とするものでありますが、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、財産譲渡の案件であります。議案第31号及び議案第32号の財産の無償譲渡については、大内地域の代内生活改善センター及び芦刈集会施設に係る建物並びに附帯する設備一式などを、それぞれの町内会に無償で譲渡するに当たり議会の議決を得ようとするものでありますが、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第35号から議案第37号までの公の施設の指定管理者の指定についての3件は、今年度末で指定管理期間が満了となる各施設について、選定委員会での審査結果に基づき、株式会社大内町交流センターほか5法人等を指定管理者とし、花立クリーンハイツなど5施設については、平成31年4月1日から1カ年、大内地場産業振興施設及び史跡保存伝承の里・天鷲村など17施設については3カ年、また、鳥海山麓地区総合案内所及び矢島つどい公園については、4カ年指定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の公の施設の指定管理者の指定につきましては、条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでありますが、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第44号平成31年度スキー場運営特別会計への繰入れについては、地方財政法第6条の規定により、一般会計からスキー場運営特別会計に前年度比で1億500万円減の6,500万円以内の繰り入れを行うため、議会の議決を得ようとするものでありますが、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、予算案であります。議案第46号一般会計補正予算（第17号）について、当委員会が審査いたしましたのは、歳入11、12、14、15、17、19及び20款、歳出5から7款及び11款、繰越明許費6款及び11款であり、各事業の確定及び決算を見据えた精査等によるものでありますが、主なものを御報告申し上げます。

歳入では、県補助金の減額及び林道災害復旧事業などの市債の追加であります。

次に、歳出では、5款労働費において職業訓練センター管理費の減額、6款農林水産業費では、秋田のしいたけ販売三冠王獲得事業などの農業振興事業費、各種補助金の減額のほか、水産物供給基盤機能保全事業費における予算の組み替え補正であります。

7款商工費では、中小企業融資あっせん事業費及び各施設の運営費の減額のほか、スキー場運営特別会計への繰出金の追加であります。

11款災害復旧費では、林道災害復旧事業費の減額であります。

また、繰越明許費において、6款農林水産業費では、治山事業を初めとする農業費、林業費及び水産業費の6事業、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費では、林道災害復旧補助事業を初めとする2事業について、現場の積雪などにより年度内の事業完了が困難なため、翌年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、議案第79号一般会計補正予算（第18号）について当委員会が審査いたしましたのは、歳入14款、歳出6款、7款並びに繰越明許費6款であります。この補正は主に

国の補正予算関連事業によるものであります。

歳入14款県支出金では、農業費補助金の追加であり、歳出6款農林水産業費では、産地における収益力向上の取り組みを支援する産地パワーアップ事業費の追加であります。

7款商工費では、スキー場運営特別会計への繰出金の追加であります。

また、繰越明許費では、6款農林水産業費における産地パワーアップ事業費を、年度内の事業完了が困難なため、翌年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、議案第56号スキー場運営特別会計補正予算（第4号）は、歳入ではリフト収入の減額及び一般会計繰入金の追加、歳出では鳥海高原矢島スキー場の管理費の組み替え補正であり、補正後の歳入歳出予算総額に変更はないものであります。

次に、議案第82号スキー場運営特別会計補正予算（第5号）は、鳥海高原矢島スキー場において発生した圧雪車による車両破損事故に係る賠償金を一般会計からの繰入金を財源として60万4,000円追加し、総額を2億398万3,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の補正予算については、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第62号平成31年度一般会計予算について、当委員会が審査いたしましたのは、歳入12、13、15、16、18、20及び21款、歳出2款、5から7款及び11款並びに債務負担行為であります。主な内容を御報告申し上げます。

歳入12款分担金及び負担金では、道の駅岩城の電力使用料相当分の施設使用料、13款使用料及び手数料では、放牧場など農業施設使用料、石脇貸工場などの商工業施設使用料、八塩いこいの森などの観光施設使用料であります。

15款県支出金では、各事業に対する農林水産業費及び大内地域の防災ダムや祓川山荘の管理委託金、16款財産収入では、公有林間伐材等売払収入や風力発電売電収入であります。

18款繰入金では、秋田由利牛生産基盤整備事業基金繰入金、20款諸収入では、労働金庫預託金や各種貸付金の回収金、21款市債では、各事業における市債であります。

続いて、歳出2款総務費1項総務管理費では、移住希望者を対象とした無料職業紹介所の運営や定住促進奨励金交付、また、東京一極集中の是正と地方の担い手不足の解消を目的に、国が新設した交付金制度を活用した移住支援金交付や移住まるごとミーティングの開催など、移住・定住促進事業費であります。

5款労働費では、シルバー人材センター運営事業費補助金や職業訓練センター管理費のほか、若年者等地元定着促進事業であります。

6款農林水産業費では、菌床しいたけ関連施設へ支援を行う由利本荘市しいたけ生産拡大支援事業や畜産クラスター計画に基づき支援を行う畜産・酪農収益強化総合対策基金等事業費補助金や道川及び西目漁港の水産物供給基盤機能保全事業であります。

7款商工費では、鳥海山等観光振興事業や首都圏等における本市特産品の販路及び売り上げ拡大に向けた外貨獲得加速化推進事業、玉田溪谷探勝歩道整備事業のほか、中小企業支援や観光施設の管理運営費であります。

11款災害復旧費では、融雪災害等に対する災害復旧に要する費用であります。

続いて、債務負担行為では、限度額を肉用牛肥育経営維持拡大対策事業において91万1,000円、中小企業融資あっせん資金事業において条例施行規則に基づき金融機関融資額の50%以内の利子補給及び保証料の全額として設定しようとするものであります。

次に、議案第72号平成31年度スキー場運営特別会計予算は、歳出において、鳥海高原矢島スキー場の施設・索道整備修繕事業及び公債費であり、財源をリフト収入と一般会計繰入金として、歳入歳出予算の総額を前年度比1億1,327万5,000円減の7,967万3,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の平成31年度予算案は、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の平成30年陳情第6号食糧の安全・安心を図るための農産物検査法の抜本の見直し等を求める意見書提出についての陳情は、農産物検査法を食の安全・安心を図る目的として、着色料規定及び等級制の廃止など抜本的な見直しと関連法である食品表示法の見直しについて、国及び関係省庁に対して意見書の提出を求める陳情であります。

委員より、生産者に不利な制度にならないようにとの理由の陳情だが、等級制の廃止並びに関連法である食品表示法の見直しは、逆に米価が下がり生産者に不利になることが予測されるため不採択とすべきとの討論があり、採決の結果、全会一致で不採択すべきものと決定した次第であります。

以上で審査報告を終わりますが、案件審査のまとめの際、委員より、鳥海高原矢島スキー場で発生した圧雪車による車両破損事故において、駐車場管理については、安全性に十分配慮して作業に取り組んでほしいとの発言があったことを申し添えます。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。10番高野吉孝君。

【建設常任委員長（高野吉孝君）登壇】

○建設常任委員長（高野吉孝君） 今定例会において当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例関係4件、補正予算8件、新年度予算5件及びその他5件の計22件であります。

審査の結果につきましては、お手元の報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第23号由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案及び議案第24号由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例案であります。岩城地域の観音下集会所において、用途廃止に伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第25号由利本荘市集落排水施設条例の一部を改正する条例案であります。本荘地域において北内越第2地区を内越第1地区に区域統合することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第27号由利本荘市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案であります。由利本荘市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の条例関係の案件につきましては、4月1日を施行日として各条例を改正するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第33号市道路線の廃止について及び議案第34号市道路線の認定についてであります。県道本荘西目線の旧道区間を市道として引き継ぐことから市道路線の見直しを行い、埋田葛法線を廃止及び認定し、葛法玉ノ池6号線を認定しようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第40号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてであります。岩城地域の観音下集会所において、指定管理者協定書第37条の規定に基づき、指定管理者から今年度末で指定管理の期間を終了したい旨の申し出があったことから、指定管理者の指定の期間を変更しようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成31年度一般会計から各特別会計への繰り入れについてであります。議案第42号下水道事業特別会計への繰り入れについて及び議案第43号集落排水事業特別会計への繰り入れについての2件は、下水道事業特別会計及び集落排水事業特別会計へそれぞれ15億円以内を繰り入れしようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、各会計の補正予算であります。

初めに、議案第46号一般会計補正予算（第17号）であります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款から14款及び19款、20款、歳出では4款、6款、8款及び11款、繰越明許費では8款及び11款であります。

歳入では、12款使用料及び手数料において、住宅使用料の追加であります。

13款国庫支出金では、交付金額の確定による社会資本整備総合交付金の追加であります。

14款県支出金では、精査による建築基準関係事務委託金の減額が主なものであります。

19款諸収入では、土木雑入の追加、20款市債では、各事業債の起債額確定や財源調整による追加が主なものであります。

次に、歳出であります。

4款衛生費3項水道費では、精査による飲料水供給施設修繕料の減額であります。

6款農林水産業費1項農業費では、集落排水事業特別会計への繰出金の減額であります。

8款土木費では、岩城地域の市営住宅の解体に係る費用を追加するほか、精査による各事業費並びに各特別会計への繰出金の減額及び急傾斜地崩壊対策事業費の財源更正が主なものであります。

11款災害復旧費では、2項公共土木施設災害復旧費の財源更正であります。

また、繰越明許費については、8款土木費で社会資本整備総合交付金事業を初めとする8件の事業を、11款災害復旧費では、公共土木施設災害復旧事業についてそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第54号下水道事業特別会計補正予算（第8号）であります。

歳入では、収入見込みによる下水道使用料の追加及び一般会計繰入金の減額が主なものであります。

歳出では、精査による各事業費並びに消費税の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ2,839万7,000円を減額し、補正後の予算総額を30億4,949万6,000円にしようとするものであります。

継続費では、法適化移行支援事業及び水林浄化センター長寿命化事業において、平成30年度と31年度の年割額を変更しようとするものであります。

また、繰越明許費では、公共下水道事業負担金システム改修事業について設定し、公共下水道事業本荘処理区で増額変更しようとするものであります。

さらに、地方債補正では、公共下水道事業など3事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

次に、議案第55号集落排水事業特別会計補正予算（第6号）であります。

歳入では、事業費確定による調整、収入見込みによる使用料及び一般会計繰入金の減額が主なものであります。

歳出では、事業費確定による各地区事業費並びに消費税の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ3,703万3,000円を減額し、補正後の予算総額を21億5,752万3,000円にしようとするものであります。

継続費では、法適化移行支援事業において、平成30年度と31年度の年割額を変更しようとするものであります。

また、地方債補正では、農業集落排水事業など2事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

次に、議案第60号水道事業会計補正予算（第4号）であります。

収益的収入では、販売見込料の増により水道事業収益の予定額を1,853万1,000円追加し、総額を28億304万5,000円にしようとするものであります。

同じく支出では、支払い消費税精査であり、水道事業費用の予定額を1,973万4,000円追加し、総額を25億1,552万6,000円にしようとするものであります。

資本的収入では、企業債及び工事負担金の減額であり、予定額を1億3,075万6,000円減額し、総額を5億1,563万7,000円にしようとするものであります。

同じく支出では、工事請負費の減額であり、予定額を2億71万6,000円減額し、総額を16億8,321万7,000円にしようとするものであります。

また、企業債の補正では、水道施設整備事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

次に、議案第61号ガス事業会計補正予算（第3号）であります。

収益的支出では、支払い消費税精査による増額であり、ガス事業費用の予定額を600万円追加し、総額を10億9,378万1,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入では、企業債及び工事負担金の減額であり、予定額を3,900万円減額し、総額を1億8,895万円にしようとするものであります。

同じく支出では、工事請負費の減額であり、予定額を6,900万円減額し、総額を5億39万2,000円にしようとするものであります。

また、企業債の補正では、供給設備整備事業の起債限度額を減額しようとするもので

あります。

次に、議案第79号一般会計補正予算（第18号）であります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款及び20款、歳出では6款及び8款、繰越明許費では8款であります。

歳入では、13款国庫支出金において、交付金額の追加による社会資本整備総合交付金の追加が主なものであります。

20款市債では、交付金額の追加による各事業債の追加であります。

次に、歳出であります。

6款農林水産業費1項農業費では、集落排水事業特別会計への繰出金の追加であります。

8款土木費では、除排雪に要する経費を追加するほか、国の追加補正に伴う国土強靱化のための3カ年緊急対策事業費及び停車場栄町線工事負担金の追加が主なものであります。

また、繰越明許費では、8款土木費で公園施設老朽化対策事業について設定し、社会資本整備総合交付金事業及び停車場栄町線整備事業について増額しようとするものであります。

次に、議案第80号下水道事業特別会計補正予算（第9号）であります。繰越明許費で公共下水道事業本荘処理区について増額しようとするものであります。

次に、議案第81号集落排水事業特別会計補正予算（第7号）であります。

歳入では、一般会計繰入金の追加であります。

歳出では、出戸浄化センター浄化装置修繕料の追加で、歳入歳出それぞれ57万6,000円を追加し、補正後の予算総額を21億5,809万9,000円にしようとするものであります。

また、繰越明許費において、漁業集落排水事業通報装置修繕事業について設定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました8件の各会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度の各会計予算であります。初めに議案第62号一般会計予算であります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款から15款、20款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款であります。主な内容につきまして御報告申し上げます。

初めに歳入であります。

13款使用料及び手数料では、道路占用料及び住宅使用料などがあります。

14款国庫支出金では、公共土木施設災害復旧、浄化槽整備、道路新設改良、羽後本荘駅周辺整備などの各事業に関する補助金であります。

15款県支出金では、浄化槽整備事業費補助金、県道除雪委託金などがあります。

20款諸収入では、土木雑入、21款市債では、各事業にかかわる市債であります。

次に、歳出であります。

4款衛生費2項清掃費では、浄化槽設置事業費、3項水道費では、水道事業会計への補助金のほか飲料水供給施設事業費であります。

6款農林水産業費1項農業費では、集落排水事業特別会計への繰出金であります。

8款土木費では、道路及び橋梁維持管理や新設・改良、河川の維持管理、除排雪、下水道、都市公園及び公営住宅などに関する経費であります。

経常的経費以外の主な事業は、橋梁長寿命化修繕、住民要望等による道路維持事業費、羽後本荘駅周辺整備事業、菖蒲公園改良事業、公営住宅改修事業、住宅リフォーム資金助成事業などであります。

11款災害復旧費では、大内地域の地すべり災害及び単独災害に係る復旧経費などあります。

次に、議案第70号下水道事業特別会計予算であります。

歳出の主なものは、公債費のほか料金徴収及び下水道台帳に関する経費、各処理施設の維持管理費、停車場栄町線拡幅工事に伴う下水道工事費、前郷及び岩谷の各浄化センター機械電気設備長寿命化工事費などあります。

財源は、下水道使用料、社会資本整備総合交付金、一般会計繰入金、市債などであり、歳入歳出予算総額を30億4,414万円とするものであります。

継続費につきましては、前郷浄化センター長寿命化事業において、平成31年度と32年度の2年間で総額2億3,450万円を設定するものであります。

また、公共下水道事業等における地方債の起債に関する事項及び一時借入金の借入最高額を設定するものであります。

次に、議案第71号集落排水事業特別会計予算であります。

歳出の主なものは、公債費のほか料金徴収事務経費、各処理施設の維持管理費、鳥海地域の矢ノ本工区下水道管移設工事及び東由利地域の老方館合地区機能強化対策工事などあります。

財源は、農業集落排水施設使用料、農山漁村地域整備交付金、一般会計繰入金、道路工事関連補償費、市債などであり、歳入歳出予算総額を22億1,444万9,000円とするものであります。

また、農業集落排水事業等における地方債の起債に関する事項及び一時借入金の借入最高額を設定するものであります。

続いて、議案第76号水道事業会計予算であります。

収益的収入では、水道料金、料金徴収事務受託料、一般会計繰出金、長期前受金戻入などが主なものであり、水道事業収益の予定額を27億4,687万6,000円とするものであります。

同じく支出では、料金収納に要する経費、施設の維持管理費、減価償却費及び企業債利息などが主なものであり、水道事業費用の予定額を24億3,042万5,000円とするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、移設補償金、一般会計繰出金などであり、予定額を10億8,848万9,000円とするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほか、鳥海ダム関連及び老朽管更新などに係る工事費、料金システム及び設計積算システム更新などの業務設備費などが主なものであり、予定額を23億4,658万6,000円とするものであります。

また、水道施設整備事業における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額をそれぞれ設定するものであります。

次に、議案第77号ガス事業会計予算であります。

収益的収入では、ガス料金、受注工事収益、器具販売収益、一般会計補助金、長期前受金戻入などが主なものであり、ガス事業収益の予定額を12億1,333万円とするものであります。

同じく支出では、維持管理費、ガス原料費、器具販売費、企業債利息などが主なものであり、ガス事業費用の予定額を12億4,238万8,000円とするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、公共下水道事業などに伴うガス管移設工事補償金が主なものであり、予定額を2億4,071万3,000円とするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほか、ガス経年管更新事業費、下水道事業及び道路改良事業に伴うガス管移設などの工事費、製造設備更新工事費が主なものであり、予定額を4億9,822万2,000円とするものであります。

また、製造・供給設備整備事業及び解体撤去事業における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額をそれぞれ設定するものであります。

質疑の際に、委員よりガス事業の今後について、民営化の予定があるかとの質問に対し、現在のところ民営化の予定はない旨の説明がありました。

また、審査に際して、水林ガス事業所解体予定現場、羽後本荘駅周辺、停車場栄町線の3カ所で現地調査を行い、事業概要の説明及び進捗状況の報告を受けました。

水林ガス事業所解体予定現場では、現在アスベストに関する追加調査が行われている旨の説明がありましたが、解体工事も含め地域住民に十分配慮した上で進めていただきたいと思います。

また、停車場栄町線では、工事の進捗状況により完成予定が平成36年となり5年延長されるとの連絡が県からあった旨の報告がありました。

以上、御報告申し上げました5件の各会計の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、総合防災公園整備特別委員長の報告を求めます。24番高橋信雄君。

【総合防災公園整備特別委員長（高橋信雄君）登壇】

○総合防災公園整備特別委員長（高橋信雄君） 総合防災公園整備特別委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当特別委員会に審査付託になりました案件は、補正予算2件及び新年度予算1件の計3件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第46号一般会計補正予算（第17号）であります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、13款及び20款、歳出では、8款であります。

歳入につきましては、防災公園整備事業交付金の確定により、13款国庫支出金で1,350万円を減額し、20款市債では、防災公園整備事業費の精査により2,200万円を増額しようとするものであります。

歳出につきましては、8款土木費において、工事請負費の精査などにより、防災公園

整備事業費を418万円減額しようとするものであります。

次に、議案第79号一般会計補正予算（第18号）であります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、13款及び20款、歳出では、8款並びに繰越明許費8款であります。これらにつきましては、国の追加補正に伴う補正が主な内容であります。

歳入につきましては、13款国庫支出金で1億9,000万円を、20款市債では2億1,520万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出につきましては、8款土木費において、総合防災公園における北側屋外トイレの建設及び多目的広場、園路、駐車場などの整備に伴う工事請負費など4億1,666万円を追加しようとするものであります。工事の一部を前倒しして実施するとともに、平成31年度に事業費を繰り越すため、繰越明許費を設定するものであります。

最後に、議案第62号平成31年度一般会計予算であります。当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、14款、20款、21款、歳出では、2款、8款、10款であります。

歳入についてであります。14款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金、20款諸収入では、由利本荘アリーナ施設命名権料、21款市債では、防災公園整備事業債であります。

続いて、歳出についてであります。2款総務費では、1項総務管理費においてBリーグ及びFリーグの公式戦開催地負担金並びに市内宿泊施設を利用する合宿などへの補助金が主なものであります。

8款土木費では、5項都市計画費において、総合防災公園の多目的広場、園路、駐車場などの整備並びに北側屋外トイレの建設に係る工事請負費が主なものであります。

10款教育費では、5項保健体育費において、由利本荘アリーナに係る指定管理料と保険料であります。

以上、御報告申し上げました3件の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、昨年11月より数回確認されているメインアリーナの雨漏りに対する建設工事の瑕疵対応に係る報告を受け、委員から開館後の順調な運営状況に水を差すものであり、施設利用者やイベント主催者に不安を与えるものであることから、今後予定されている点検修補を確実に実施し、繰り返しの修補とならないようしっかりと対応されたいとの発言がありました。

また、同じくメインアリーナの2階観客席手摺壁に30カ所以上のクラックが確認されたとの報告に対しては、設計者からは、構造上に問題があるものではないとの回答を得ているとはいえ、完成後のクラック発生時期としては早いと思われるため、修補等について適正な対応を望むとの発言がありましたことを申し添えます。

以上で、総合防災公園整備特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと

思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは、朗読を省略または簡略にしたいと思っておりますので、御了承願います。

○議長（渡部聖一君） 日程第4、議案第9号休日応急診療所設置条例の制定についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第5、議案第10号組織条例の一部を改正する条例案から日程第9、議案第14号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案までの5件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第10号から議案第14号までの5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第10、議案第15号国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例案から日程第12、議案第17号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第15号から議案第17号までの3件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第13、議案第18号手数料条例の一部を改正する条例案から日程第17、議案第22号三望苑に関する条例の一部を改正する条例案の5件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第18号から議案第22号までの5件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第18、議案第23号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案から日程第20、議案第25号集落排水施設条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第23号から議案第25号までの3件は、原案のとおり可決されました。
-

○議長（渡部聖一君） 日程第21、議案第26号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第26号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第22、議案第27号水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第27号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第23、議案第28号体育館条例の一部を改正する条例案及び日程第24、議案第29号天鷲郷施設条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第28号及び議案第29号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第25、議案第30号財産の無償譲渡についてから日程第27、議案第32号財産の無償譲渡についてまでの3件を一括議題といたします。

総務及び産業経済の両常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第30号から議案第32号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第28、議案第33号市道路線の廃止について及び日程第29、議案第34号市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第33号及び議案第34号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第30、議案第35号公の施設の指定管理者の指定についてから日程第32、議案第37号公の施設の指定管理者の指定についてまでの3件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第35号から議案第37号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第33、議案第40号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第40号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第34、議案第41号平成31年度介護サービス事業特別会計への繰入れについてから日程第37、議案第44号平成31年度スキー場運営特別会計への繰入れについてまでの4件を一括議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第41号から議案第44号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第38、議案第46号一般会計補正予算（第17号）を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第46号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第39、議案第47号国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から日程第42、議案第50号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第47号から議案第50号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第43、議案第51号情報センター特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第51号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第44、議案第52号奨学資金特別会計補正予算（第1号）及び日程第45、議案第53号介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題

といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第52号及び議案第53号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第46、議案第54号下水道事業特別会計補正予算（第8号）及び日程第47、議案第55号集落排水事業特別会計補正予算（第6号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第54号及び議案第55号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第48、議案第56号スキー場運営特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第56号は、原案のとおり可決

されました。

-
- 議長（渡部聖一君） 日程第49、議案第57号小友財産区特別会計補正予算（第1号）から日程第51、議案第59号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第57号から議案第59号までの3件は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（渡部聖一君） 日程第52、議案第60号水道事業会計補正予算（第4号）及び日程第53、議案第61号ガス事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第60号及び議案第61号の2件は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（渡部聖一君） 日程第54、議案第62号平成31年度一般会計予算を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第62号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第55、議案第63号平成31年度国民健康保険特別会計予算から日程第58、議案第66号平成31年度休日応急診療所運営特別会計予算までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第63号から議案第66号までの4件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第59、議案第67号平成31年度情報センター特別会計予算を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第67号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第60、議案第68号平成31年度奨学資金特別会計予算及び日程第61、議案第69号平成31年度介護サービス事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第68号及び議案第69号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第62、議案第70号平成31年度下水道事業特別会計予算及び日程第63、議案第71号平成31年度集落排水事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第70号及び議案第71号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第64、議案第72号平成31年度スキー場運営特別会計予算を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第72号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第65、議案第73号平成31年度小友財産区特別会計予算から日程第67、議案第75号平成31年度松ヶ崎財産区特別会計予算までの3件を一括議題といた

します。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第73号から議案第75号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第68、議案第76号平成31年度水道事業会計予算及び日程第69、議案第77号平成31年度ガス事業会計予算の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第76号及び議案第77号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第70、議案第78号物品（北部学校給食センター厨房機器備品）購入契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第78号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第71、議案第79号一般会計補正予算（第18号）を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第79号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第72、議案第80号下水道事業特別会計補正予算（第9号）及び日程第73、議案第81号集落排水事業特別会計補正予算（第7号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第80号及び議案第81号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第74、議案第82号スキー場運営特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第82号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第75、議案第83号一般会計補正予算（第19号）を議題といたします。

総務及び教育民生の両常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第83号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第76、継続審査中の平成30年陳情第6号食糧の安全・安心を図るための農産物検査法の抜本的見直し等を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の平成30年陳情第6号は、不採択とすることに決定いたしました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第77、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第1号厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について及び議員発案第2号市長の専決処分事項の指定についての2件を一括上程し、提案者の説明を求めます。13番伊藤順男番君。

【13番（伊藤順男君）登壇】

- 13番（伊藤順男君） 議員発案第1号厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書案については、私から提案をさせていただきます。

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書を提出するものであります。

この意見書につきましては、本定例議会初日の2月15日本会議において、今野英元議会改革特別委員会委員長からの中間報告にあったとおり、委員会での議員のなり手に係る議論、また、全国市議会議長会からの要請、これは地方議会における多様で有為な人材確保に大きく寄与すると考えられること等から提案するものであります。

意見書の内容については既に配付しておりますので、割愛させていただきます。

続いて、議員発案第2号市長の専決処分事項の指定についてであります。

地方自治法第180条第1号の規定により、市長において専決処分することができる場合があります。このたびは新たに議会の議決を得て締結した工事または製造の請負契約、予定価格が1億5,000万円以上において、500万円以内の増額または減額で変更契約を締結することを追加するため、議決しようとするものであります。

これは、議会を開くいとまがない場合において、工事費の増減の専決を認めることで円滑な工事の進捗を促すことを意図するものであります。

以上、ただいま申し上げた議員発案第1号並びに第2号について、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

以上であります。

○議長（渡部聖一君） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第1号及び議員発案第2号の2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号及び議員発案第2号の2件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第1号及び議員発案第2号の2件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号及び議員発案第2号の2件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 日程第78、議員発案第1号厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第79、議員発案第2号市長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第2号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第80、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第1号及び委員会発案第2号の2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号及び委員会発案第2号の2件は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第1号及び委員会発案第2号の2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号及び委員会発案第2号の2件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第81、委員会発案第1号市議会の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第82、委員会発案第2号市議会議員政治倫理条例の一部改正についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第2号は、原案のとおり可決されました。

この際、議決結果に基づく案件追加を協議するための議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 3時12分 休 憩

.....

午後 3時20分 再 開

- 議長（渡部聖一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、議案第10号の可決に係る議員発案第3号を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしております議員発案第3号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 日程第83、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。
議員発案第3号市議会委員会条例の一部改正についてを上程し、提案者の説明を求めます。13番伊藤順男君。

【13番（伊藤順男君）登壇】

○13番（伊藤順男君） 議員発案第3号は、私から提案をさせていただきます。
本議員発案は、由利本荘市議会委員会条例の一部を次のように改正するものであります。

このたび、市の組織条例第1条中、由利本荘まるごと営業本部、スポーツ・ヘルスコミッション推進部をまるごと営業部に改める改正により、委員会条例第2条第3項第2号中、スポーツ・ヘルスコミッション推進部を削り、同項第3号中、由利本荘まるごと営業本部をまるごと営業部に改めるものであり、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、議員発案第3号について、議員各位の御賛同をお願いし、提案説明とさせていただきます。

以上であります。

○議長（渡部聖一君） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。

議員発案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、議員発案第3号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議員発案第3号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、議員発案第3号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 日程第84、議員発案第3号市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、議員発案第3号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、

その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。
重ねてお諮りいたします。

各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、全て終了いたしました。

去る2月15日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

また、3月31日をもって退職されます職員の皆様におかれましては、長年にわたり市勢の発展、市民の福祉向上に御尽力をいただきましたことに、心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

今後とも本市への御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これをもちまして、平成31年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 3時25分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡部 聖一

議員 伊藤 文治

議員 高橋 和子